

子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援事業計画とは

○国の基本指針に即して、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援についての需給計画

・子ども・子育て支援事業計画のイメージは、資料6のとおり

2 主な記載事項

(1) 必須記載事項

①教育・保育提供区域の設定

・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める。

②各年度における教育・保育の見込み量、提供体制及び実施時期

・市全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み
・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
・満3歳未満の子どもにおける保育利用率

③各年度における地域子ども・子育て支援事業の見込み量、提供体制及び実施時期

・地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み
・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容と実施時期

④幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

・認定こども園の普及に係る基本的な考え方
・教育・保育及び地域子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策
・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策
・認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携の推進方策

(2) 任意記載事項

①産後休業、育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

・産前、産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供、相談支援等や教育・保育施設の計画的な整備等、市の実情に応じた施策

②専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

・児童虐待防止対策及び社会的養護体制の充実
・ひとり親家庭の自立支援の推進
・障害のある子どもへの支援の充実等

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに関する施策
・仕事と子育ての両立のための基盤整備に関する施策